

古河市教育振興基本計画策定支援業務仕様書

1 件名

古河市教育振興基本計画策定支援業務

2 委託業務の場所

古河市（以下「市」という。）が指定する場所

3 委託業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

4 委託業務の目的

教育基本法第17条第2項で示されている「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として、これまでに、平成29年度から令和8年度までを計画期間とした第一次計画を策定しており、これに続く令和9年度からの10か年間を計画期間とした第二次計画を策定する必要がある。

国の「教育振興基本計画」、県の「いばらき教育プラン(県教育振興基本計画)」及び市の「古河市総合計画」を参酌し、令和7年度及び8年度の2か年をかけて、近年の市の実情に応じた教育政策の推進に関する基本的な計画を策定する。また、教育関係者の意見やアイデアを広く聴取するためのヒアリング等を企画・実施する。なお、本市の教育行政の一体性をより明確にするため、「古河市スポーツ推進計画」「古河市子ども読書活動推進計画」及び「古河市文化芸術振興基本計画」を包含した計画とする。

上記の調査結果を踏まえ、必要な施策を「古河市教育振興基本計画」に反映させ、計画書を策定する。

5 計画策定の留意点

「古河市教育振興基本計画」は、下記の(1)～(6)の計画を包含して策定するものである。

- (1) 教育基本法
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律
- (3) 国の第4期教育振興基本計画
- (4) いばらき教育プラン(県教育振興基本計画)
- (5) 古河市の教育振興、生涯学習に関するその他の計画
- (6) その他関係法令及び通達等

6 業務内容

下記の（１）～（２）は、令和７年度に実施し、（３）～（７）は、令和８年度に実施する。

（１）各種統計データ等の収集・分析

５で示した各計画の策定に必要な統計データや資料等の収集・分析を行い、中央官庁等の出している方向性の他、子どもや教育を取り巻く最近の動向や今後の見込みを踏まえ、市の現状や課題の整理を行う。

（２）市民アンケート調査の集計・分析

実態や動向、ニーズや課題等を把握するため、以下のア～ウに基づき、市民アンケート調査を集計・分析する。アンケート内容については、現計画の検証ができるアンケート調査については、調査票の作成から回収まで市が主体となっていくが、設問内容や設問数等について必要な支援を行うこと。なお、発送・回収については市が実施することとし、調査方法は、原則、インターネット（パソコン、スマートフォン等）による回答とする。

ア 調査対象者及び調査数

調査対象者及び調査数は下表のとおり。

調査対象者	調査数
① 市民（16歳以上）	3, 0 0 0
② 小学５年生、中学２年生	2, 0 0 0
③ 小学５年生、中学２年生の保護者	2, 0 0 0
④ 教職員	8 0 0
計	7, 8 0 0

イ 調査結果の集計及び分析・考察

市が実施した調査の個票データを集計し、基本統計量、統計表（単純集計及びクロス集計）及び統計グラフを算出・作成した上で、調査結果の分析・考察（過年度調査結果との比較も含む）を行い、市の現状や課題を整理する。

また、調査票の回収率や各設問の回答状況等を踏まえて、調査の課題や改善点等についても考察すること。

ウ 調査報告書の作成

上記（２）の一連の業務の成果について、調査報告書を作成する。

なお、当該報告書については、要点をまとめた概要版も作成すること。

(3) 教育関係者の意見やアイデアを広く聴取するためのヒアリング等を企画・実施

(2) の市民アンケート調査に基づき、以下のア～エのとおり、意見やアイデアを広く聴取するためのヒアリング等を企画・運営・実施する。

ア ヒアリング等の内容

(2) の調査結果に基づき、ヒアリング等の実施形式（例：インタビュー、シンポジウム、コンテスト等）や活用ツール（例：対面、WEB会議・サイト、チャット、SNS等）については、特段制約は設けないが、教育関係者、有識者等から広く意見やアイデアを聴取できる方法が望ましい。

イ ヒアリング等の運営・実施

ヒアリング実施回数は7回程度とし、参加者の募集・受付、周知・広報（案内チラシの作成等）等含め、運営・実施に係る一切の業務を行う。

ウ ヒアリング等実施結果の整理・分析及び総括

ヒアリング等の実施を通じて聴取した意見やアイデアの整理・分析を行う。また、実施結果を踏まえて、ヒアリング等の課題や改善点等についても考察すること。

エ ヒアリング等実施報告書の作成

(3) の一連の業務の成果について、実施報告書を作成する。なお、当該報告書については、要点をまとめた概要版も作成すること。

(4) 「古河市教育振興基本計画」の案の作成

(2)、(3) の成果を踏まえ、「古河市教育振興基本計画」「古河市教育振興基本計画概要版」を作成する。なお、案には基本理念、基本目標、市の教育の目指す姿、施策の体系、基本・重点施策等を明記し、現行の計画方針を踏襲しつつ、「古河市らしさ」や「次の時代の教育」等の特色ある計画を提案し、国の方向性を踏まえつつ他自治体の先行事例等を参考に計画を提案すること。また、各取組の目標値の設定及び計画の進行管理の手法について検討し提案すること。

「古河市教育振興基本計画」案（概要版を含む）の作成に当たっては、デザインやレイアウトなどを工夫するとともに、イラスト等を挿入することによって視覚的効果を高めるなどより分かりやすい計画書等を作成し、概要版については、主要な施策等を的確にとらえ、より幅広く市民に理解してもらうことを重視し作成すること。

なお、パブリックコメントの実施のために必要となる資料の作成、及び意見の整理・回答を作成する。

(5) 各種会議の運営支援

庁内会議（４回程度）、審議会（４回程度）に必要な資料の作成、会議録の作成を行うとともに、会議に出席し、助言等の運営支援（ファシリテーター）を行い、議事録を作成する。会議日程及び議題等については市と協議の上、決定する。各種会議スケジュールについて、以下は、現時点での予定であり、別のスケジュールの提案を妨げるものではない。

【各種会議スケジュール（予定）】

年度	令和 7 年度		令和 8 年度			
月	～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
庁内会議						
審議会						

(6) 事業者独自の専門的知見・スキル・アドバンテージを活かした自由提案

事業者独自のアドバンテージや、これまでに培った専門的知見、スキル等を活かして、業務成果や業務効率のより一層の向上に資する方策を提案し、本業務で実施する。なお、提案については、（１）～（５）の業務との関連性は問わない。

(7) その他計画策定全般に係る助言を行う。

7 成果品

下表に示す成果品を市が指定する期日・場所に納品すること。また、成果品については、事前に専任の担当者又は専門家による校正・校閲を行うこと。

令和 7 年度成果品

成果品	数量	仕様
アンケート調査報告書：本編	20部	A4版 簡易印刷 カラー
アンケート調査報告書：概要版	20部	A4版 簡易印刷 カラー
令和 7 年度業務報告書	20部	A4版 簡易印刷 カラー
本業務で収集・作成した全コンテンツの電子データ	一式	DVD-Rに格納

令和 8 年度成果品

成果品	数量	仕様
ヒアリング等実施報告書：本編	20部	A4版 簡易印刷 カラー
ヒアリング等実施報告書：概要版	20部	A4版 簡易印刷 カラー
古河市教育振興基本計画案	50部	A4版 180 頁程度 カラー
古河市教育振興基本計画案概要版	50部	A4版 8 頁程度 カラー
本業務で収集・作成した全コンテンツの電子データ	一式	DVD-Rに格納

8 業務の完了および検査

本業務の終了は、成果品を市に提出し、検査に合格した時点とする。市は、受託者から完了届けを受け取って 10 日以内に検査を行う。なお、委託期間終了後であっても、成果品に誤り等が発見された場合には、受託者の負担により速やかに対処する。

9 遵守、調整する事項

受託者は、本業務の委託にあたり、法令並びに委託契約書、本仕様に定められた条項を遵守するとともに必要に応じて市と十分に連絡・調整を行い、その指示に従わなければならない。

10 秘密の保持

本業務により知り得た個人情報は、他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後も同様とする。

また、本業務の実施に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）等の個人情報に関する法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

11 権利義務の譲渡等

受託者は、本業務の契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させてはならない。ただし、市の承認を得た場合はこの限りではない。

12 協議

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、必要に応じて、市と協議して定めること。